

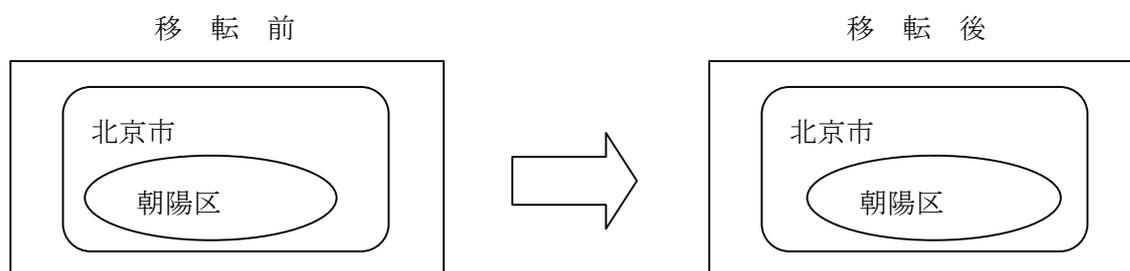
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国での外資系企業の本店移転

中国では、本店移転も組織再編の一つの形態として取り上げられます。

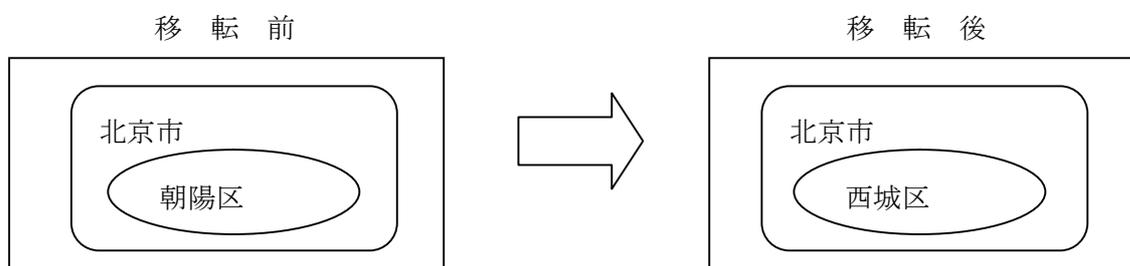
中国の外資系企業は、市または省レベルの商務機関および工商行政管理機関の許可を受けて設立されるので、本店移転をすることにより、批准証書および営業許可を取り直す必要があります。一方、企業の管轄税務機関は区レベルであることが多いので、移転により税務機関が変わり、税務清算を行う必要があります。

1 同一区内の移転



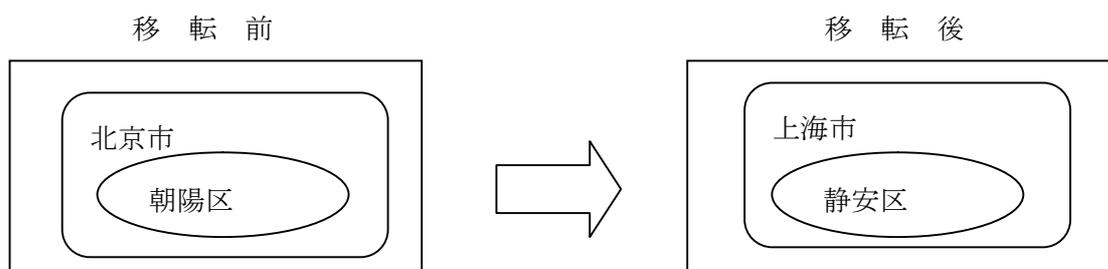
同一区内の移転は、管轄機関は変更しないため、住所変更の手続きとなります。

2 同一市(省)内の区をまたがる移転



同一市内の移転は、商務局および工商行政管理局においては住所の変更のみとなりますが、所轄税務局が異なるため、移転後の西城区税務局にて税務登記を行うとともに、移転前の朝阳区の税務局にて抹消登記を行わなければなりません。

3 市(省)をまたがる移転



市をまたがる本店移転は、北京市商務局および工商行政管理局において抹消手続きを行うと共に、上海市の商務局および工商行政管理局にて申請許可をしなければなりません。



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

移転に伴い次のような問題点が生ずることがあります。

- 同一市(省)内の区をまたがる移転～登記抹消手続きと登記手続きのズレ

移転前管轄の税務局は、移転企業の抹消登記をする前に税務調査を行うことが多く見受けられます。その調査に時間がかかってしまうと移転手続きに影響を与えてしまいます。

移転後の税務局にて税務登記の手続きを行う際、移転前税務局の抹消証明が必要となるため、まず抹消手続きを完了させるのが一般的です。しかし、移転後の税務登記の審査に時間がかかった場合、その間税務局から発票(税務局)を購入できず、販売活動に支障がでるケースがあります。よって、両税務局と話し合いをしたうえで、ズレのないよう登記と抹消手続きを行う必要があります。

- 市(省)をまたがる移転～商務局および工商行政管理局

両商務局および工商行政管理局の手続きに相当期間のズレが生じてしまいます。よって、事業の一貫性を維持するために、いったん上海市に支店(分公司)を設立したうえで、北京市の抹消手続きを行うケースが多くあります。

上記税務関連以外に、税関や外貨管理局のスムーズな移行も重要です。